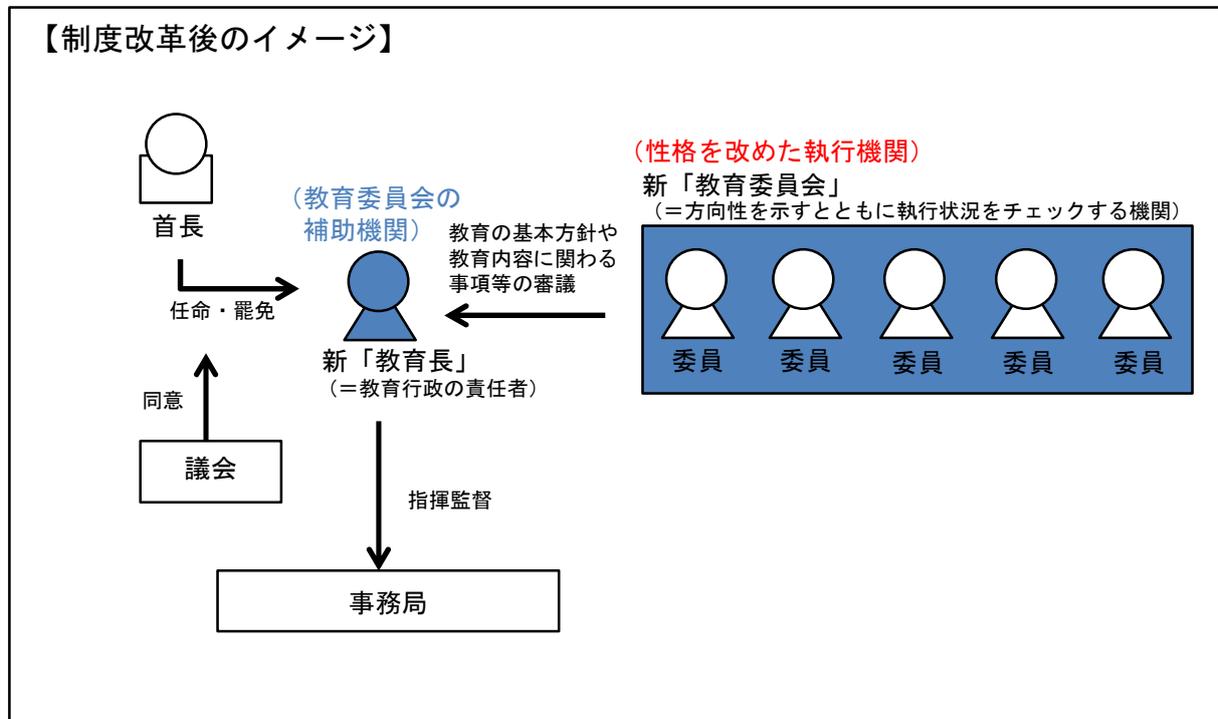


## 教育委員会制度の改革に関する論点メモに基づくパターン②

教育委員会＝性格を改めた執行機関 教育長＝教育委員会の補助機関



## &lt;教育委員会&gt;

- 教育委員会は、執行機関
- 教育委員会は、基本方針等の審議・決定を行う
- 教育委員会は、教育長の事務執行をチェックする

## &lt;教育長&gt;

- 教育長は、教育委員会の補助機関
- 教育長は、教育委員会からの委任により、教育に関する事務を執行  
（※教育委員会は、教育長の日常の事務執行については指揮監督しない）
- 教育長に委任する事務は、法律で規定